

平成23年(ヨ)第67号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件

債権者 辻 義 則 外167名

債務者 関西電力株式会社

主 張 書 面

2011年8月10日

大津地方裁判所 御中

債権者ら代理人	弁護士	吉原	稔
	同	井戸	謙一
	同	石川	賢治
	同	向川	さゆり
	同	石田	達也
	同	永芳	明
	同	高橋	陽一
	同	吉川	実

第1. 原子力安全委員会の決定「安全評価指針類」と電気事業法39条、54条の技術基準との関係について

1. 「電気事業法39条のいう、『経済産業省令で定める技術基準』とは発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令であるが、その5条で耐震基準を規定している。(甲13号証4枚目)

5条1, 『原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその付属設備は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しな

ければならない。

2 前項の地震力は、原子力施設ならびに一次冷却材により駆動される蒸気タービンおよびその附属設備の構造ならびにこれらが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震記録に基づく震害の程度、地震活動の状況等を基礎として求めなければならない。』

2. 経済産業省は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成 18 年 9 月 19 日原子力安全委員会決定）（甲 28 号証）に照らした「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第 5 条への適合性に関する審査要領（内規）（平成 20・04・21 原院第 3 号通知）を制定した（甲 37 号証）。すなわち経済産業省原子力安全・保安院院長は『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成 18 年 9 月 19 日原子力安全委員会決定）に照らした「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第 5 条への適合性に関する審査要領（内規）を定めているが、これは、上記耐震設計審査指針（以下「新耐震設計審査指針」という。）に照らし、上記技術基準省令第 5 条への適合性を判断するための方法について定めたものである。
3. すなわち、技術基準省令第 5 条は、抽象的に、原子炉施設が地震力によって周辺公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない旨及び地震力を想定するについての考慮事項を定めているのみで、基準の具体的な内容はすべて新耐震設計審査指針に依拠しているのである。したがって、新耐震設計審査指針が失効すれば、技術基準省令 5 条も、よるべき基準がなくなり、その内容は空疎であって、失効したというべきである。技術基準省令のその他の条文と安全審査指針類との関係も同様であって、安全審査指針類が失効すれば、技術基準省令も失効したと解せざるを得ないのである。
4. 従って、安全評価指針が失効すれば、電気事業法の技術的基準も失効することになる。

第 2. 命令等の失効についての行政手続法 38 条の適用について、

1. 「命令等を定める場合の一般原則

命令等を定める機関（命令等制定機関）は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならないという一般原則が明記された（38条1項）。命令等の中には、政令のように、閣議の決定により定められるものもある。この場合には、命令等制定機関は内閣ではなく、当該政令の立案をする各大臣である。ここでいう「法令」については、2条1号に定義されている。「法令の趣旨に適合する」とは、法令の文言のみならず、国会での答弁内容等に適合することも含む。」

「38条2項は、「命令等制定機関は、命令を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。」と定めている。ひとたび命令等を定めても、それが時代にそぐわないものになる可能性は常に存在するのであるから、たえず見直しをすることが求められ、このような一般原則が法定されたことの意義は大きい。」

（以上、宇賀克也『行政手続法の解説』P170, 171より）

2. 定義「命令等

命令等とは、内閣又は行政機関が定める①法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む）又は規則、②審査基準（申請により求められた許認可等をその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう）、③処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう）、④行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう）を意味する。

①の規則は地方公共団体の機関が定めるものを念頭に置いている（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則等は、法律に基づく命令に含まれる）。②③の審査基準・処分基準については、平成

17年改正前は、それぞれ5条1項・12条1項において定義されていたが、この改正により2条8号ロ・ハで定義されたものとは重要な相違があることに留意する必要がある。すなわち、従前は、審査基準・処分基準は、実際に処分を行う行政庁（処分庁）が作成するものに限られていた。しかし、2条8号ロ・ハにおいては、行政庁が作成するものへの限定はない。たとえば、地方支分部局の長が処分庁であるが、その基準を主務大臣が通達で示している場合、かつてはこの基準は審査基準・処分基準に含まれなかったが、平成17年改正により、これも審査基準・処分基準に含まれることになり、審査基準・処分基準の範囲が拡大しているのである。」（前掲書P.61）

3. 従って、国会における菅首相、経済産業省大臣、原子力安全委員会委員長の答弁は、行政手続法38条により、この安全審査指針類が失効したとする。根拠になるものである。